

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する
条例の手続きの手引きの一部改定について

1 趣旨

令和 7 年 4 月 1 日の横浜市開発事業等の調整等に係る条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「開発調整条例」という。）の一部改正に伴う規定の整理のため、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例（以下「中高層条例」という。）の手続の手引きを一部改定します。

2 改正の概要

中高層条例第 10 条第 4 項の規定により、開発調整条例に基づく標識に中高層条例の標識に表示すべき事項が記入されているものについては、中高層条例に基づく標識とみなすことができます。開発調整条例の改正により、開発調整条例第 9 条第 1 項に基づく標識の記載事項が変更されたため、中高層条例の手続の手引きで案内している「みなし規定を適用する要件」（標識に表示すべき事項）を修正します。

3 意見公募手続

開発調整条例の一部改正に伴う規定の整理であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号アの規定により、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和 7 年 7 月 1 日